

【件名】

日本帰国・入国の際の出国前検査の有効な検体追加

【ポイント】

●日本への帰国・入国に際する出国前検査の検体について、これまでは「鼻咽頭ぬぐい液」及び「唾液」のみが有効な検体として認められていましたが、今般、「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」についても有効な検体に追加されることになりました。

●有効な検体の追加に伴い、厚生労働省指定の検査証明書フォーマットも改訂されましたので、日本への帰国・入国の前に出国前検査証明を取得される場合には、新しいフォーマットの使用をお願いいたします。

詳細については、以下の厚生労働省ホームページ（検査証明書の提示について）を御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

●上記変更に伴い、大使館から関係機関に対して在留邦人の検査に関する便宜を要請する文書についても改訂を行いました。本文書をもって検査の予約や早期の証明書発行が保証されるものではありませんが、検査機関等にお申し込みをされる際に以下のリンクからダウンロードの上、御活用ください。

大使館文書及び付属文書

https://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/20210701-RT_PCR_j.pdf

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス：

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関する事など jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>